○　岐阜大学応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター
柳戸農場ならびに美濃加茂農場利用に関する申合せ

平成１９年１月２６日

岐阜フィールド科学教育研究センター運営協議会決定

1　教育・研究を目的とし、農場の施設、設備、機器、生産物などを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、課題ごとに責任者（以下「利用責任者」という。）を定め、所定の申請書によりセンター長の承認を得るものとする。

2　農場施設を利用するに当たっては、利用期間は年度ごととし、前年度内に利用申請を行う。なお、センター長が認めれば年度途中から利用することも可能とする。

3　農場施設を利用するに当たっては、利用責任者は年度末までに利用状況報告書を提出する。利用状況が不適当な場合には、継続の使用を断る場合もある。

4　利用責任者は、農場の運営を支援する趣旨から、利用に関わる経費の一部または全部を利用負担金（以下「負担金という。」として負担しなければならない。

　ただし、利用の成果が農場の運営に寄与するとセンター長が認めた場合には、この限りではない。

5　負担金は、別紙利用負担金算定基準より算定した金額とする。

6　負担金は利用責任者の大学運営経費（研究経費、教育経費）の予算によるものとし、その徴収方法は予算振替で行う。なお、大学運営経費に依り難い場合は、奨学寄付金による振替をもってこれに充てることができるものとする。

7　利用責任者による当該の教育・研究にかかる副産物により農場収入を得た場合には、これを負担金から差し引くこととする。

8　利用者において故意または過失によって施設、設備、機器などに障害・破損などを引き起こした場合には、利用責任者が現状に復する費用を負担しなければならない。

9　この申合せに定めるもののほかは、必要な事項はセンター長が別に定めるものとする。

附則

この申合せは、平成１９年１月２６日から実施する。